

議案第16号

北本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める 条例の制定について

北本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成27年2月20日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める。

（地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準）

第2条 介護保険法第115条の46第5項に規定する条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。